

平成24年2月15日
金 融 庁
証券取引等監視委員会**適格機関投資家等特例業者に対する対応を強化！****【違法なファンド業者にご注意ください！】**

1. 適格機関投資家等特例業者とは

通常、ファンド業務(ファンドの運用や販売勧誘)を行う場合には、金融商品取引法の厳格な登録が必要ですが、一定の要件を満たすことにより、簡易な届出のみで、ファンド業務が行える業者(適格機関投資家等特例業者(「届出業者」))です。

◎以下の顧客を相手に業務を行うことが要件

- 適格機関投資家(いわゆるプロ投資家)1名以上
- それ以外の者(いわゆる一般投資家)49名以下

2. 投資者被害について

最近、悪質な届出業者が販売・運用するファンドによる投資者被害が多発しています。

(主な被害事例)

- 適格機関投資家(プロ投資家)の出資が行われていない。
- 50名以上の一般投資家から出資を集めている。
- 出資金を運用資産以外に流用している。
- 無登録業者に対して販売・運用の業務委託をしている。

3. 対応の強化

金融庁・証券取引等監視委員会・財務局等はこうした投資者被害に対応すべく、届出業者に対するこれまでの取組みを一層強化します！

(1)内閣府令の改正(平成24年4月1日施行)

○要件確認の徹底

- 法令の要件を確認するため、届出書記載事項に適格機関投資家の名称等の記載を義務付け。

○実体確認の徹底

- 届出業者の実体を確認するため、届出業者の本人確認資料(登記簿謄本等)の届出書への添付を義務付け。

(2) 監督指針の改正(平成24年4月1日実施(一部、公表日より段階的に実施))

○届出受理時等のチェック項目を追加

- 適格機関投資家が投資事業有限責任組合である場合には、実体の有無や組成手続の適法性を確認します。
- 届け出られた適格機関投資家の実体を確認するために登記事項証明書等の提示を求めることがあります。
- 届出業者が法人の場合は、代表者の住民票の抄本等の提示を求めることがあります。
- 届出書に形式的不備や届出内容の疑義等が認められる場合は、詳細な内容をお尋ねすることがあります。
- 適格機関投資家が届出業者から、ほとんど実態のない業務に対する対価として報酬を受け取る等により、実際には適格機関投資家として出資していないと評価し得るような状況になっていないか確認します。

○警告の範囲を拡大

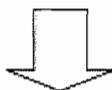
- 虚偽告知や損失補てん行為のほかに、資金流用など投資者保護上問題のある行為に対しても警告を行うこととします。

○警告した届出業者の公表状況を拡充

- 届出業者の名称、所在地のほかに、届出業者の代表取締役又はそれに相当する者の氏名を公表します。

○問題のある届出業者は一般の届出業者リストから削除し、問題のある届出業者のリストを作成し公表(3) 立入検査等、裁判所への禁止命令等の申立ての実施

証券取引等監視委員会及び財務局等は、届出業者に対する立入検査等を実施し、その法令遵守状況を検証した上、問題点があれば指摘を行い、また、重大な金融商品取引法違反行為については、同法第192条第1項の規定に基づく裁判所への違反行為の禁止又は停止命令の申立てを実施していきます。



悪質な届出業者に対し、捜査当局等と連携して、厳正に対処します！

4. 以上の取組みを実施しますが、以下の注意も必要です。

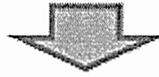
「金融庁(財務局等)に届出を行い営業しております」などとあたかも金融庁(財務局等)公認の事業であるかのように強調するファンド業者がいます。



- 届出を受理したことをもって、金融庁(財務局等)がファンド業者の信頼性を保証するものではありません。
- 適格機関投資家(いわゆるプロ投資家)が投資することをもって、ファンドの信頼性が保証されるものではありません。

投資経験の乏しい者(高齢者を中心)に販売されているケースが見られます。

「今から紹介するファンド(匿名組合)に投資すれば必ず儲かる、(持分権利を)何倍もの価格で買い取る」と勧誘し、投資をすると、その後連絡が取れなくなる業者があり、劇場型勧誘によるトラブルが目立っています。



- 届出業者の行為規制は虚偽告知、損失補てんの禁止のみとなっており、少しでも不明な点があれば、取り合わない・出資しないという姿勢が必要です。
- 届出業者のファンドについては、基本的にプロ投資家を相手に販売・運用が行われるものとして簡素な規制となっており、一般投資家を念頭においた規制となっておりません。

- 届出業者からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、契約書をよく読み、取引内容を十分に理解したうえで、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。
- 届出業者の扱うファンドは、原則、公認会計士の監査が義務づけられていないため、運用開始後は、自ら運用の内容を確認することが重要です。

【情報の受付窓口】

○金融庁金融サービス利用者相談室:0570-016811
 ※IP電話・PHSからは03-5251-6811におかけください。
 FAX:03-3506-6699
 インターネットによる情報の受付
金融庁金融サービス利用者相談室

・北海道財務局	: 011-709-2311	・東北財務局	: 022-263-1111
・関東財務局	: 048-600-1111	・北陸財務局	: 076-292-7855
・東海財務局	: 052-951-9620	・近畿財務局	: 06-6949-6259
・中国財務局	: 082-221-9221	・四国財務局	: 087-831-2131
・九州財務局	: 096-353-6351	・福岡財務支局	: 092-411-7281
・沖縄総合事務局	: 098-866-0095		

○証券取引等監視委員会 情報受付窓口
 証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係
 直通:03-3581-9909
 FAX:03-5251-2136
 インターネットによる情報受付窓口
証券取引等監視委員会情報受付窓口 

(参考リンク)

- 投資勧誘等にご注意ください！
- 適格機関投資家等特例業務届出業者リスト
- 警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者
- いわゆるファンド形態での販売・勧誘等業務について

- 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て(証券取引等監視委員会ウェブサイト) 
- 複雑・巧妙化するファンドへの出資契約トラブル((独)国民生活センターウェブサイト) 

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government
Copyright(C) 2012 金融庁 All Rights Reserved.

平成19年12月4日
 金融庁

「集団投資スキーム(ファンド)連絡協議会」の設置について

近年、一般の消費者から広く金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、その収益を出資者に分配する仕組み(いわゆる「集団投資スキーム」)を利用した詐欺的な事件による消費者被害が多発しています。こうした仕組みを利用する悪徳な業者は、刑法、出資法、特定商取引法等の各種法令に加え、本年9月30日に施行された金融商品取引法に照らし、法令違反行為を行っている可能性が高いと考えられます。

そのため、今般、「集団投資スキーム(ファンド)連絡協議会」を設置し、これら法律を所管する各省庁、関係機関が連携し、定期的に情報交換・意見交換を行っていくことで、こうした事案における利用者被害の発生防止、被害の拡大防止等に取り組んでまいります。

なお、同連絡協議会のメンバーは下記のとおりです。

記

内閣府 国民生活局 消費者企画課長	原嶋 耐治
公正取引委員会 取引部 消費者取引課長	粕淵 功
警察庁 生活安全局 生活環境課長	辻 義之
警察庁 刑事局 捜査第二課長	樋口 真人
警察庁 組織犯罪対策部 暴力団対策課長	大橋 亘
警察庁 組織犯罪対策部 犯罪収益移転防止管理官	永井 達也
金融庁 監督局 証券課長	森田 宗男
証券取引等監視委員会 事務局 証券検査課長	宮保 貞
経済産業省 商務情報政策局 消費経済対策課長	諏訪園 貞明
国民生活センター 相談調査部長	井口 尚志
	(敬称略)

以上

お問合せ先

 金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
 監督局証券課(内線2664、3638)